



新型コロナ禍における成年後見人等と 個人情報保護法

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

個人情報保護安全管理措置実施委員会 宮川 康弘

1 はじめに：想定される場面など

司法書士である成年後見人等（成年後見人のほか、保佐人、補助人を含む。以下同様。）が、新型コロナウイルス感染症に関して個人情報を取り扱う場面としては、どのようなものが考えられるであろうか。

「（自身が成年後見人等になっている）成年被後見人等（成年被後見人のほか、被保佐人、被補助人を含む。以下同様。）Aが新型コロナウイルスに感染しました（あるいは、医師の検査で陽性反応が出ました。）」というのが一番思いつきやすいかもしれない。しかし、それ以外にも、「Aは、訪問介護サービスの従事者Bの濃厚接触者に該当します。」という個人情報を取り扱うことがあるかもしれない。あるいは、成年後見人等の司法書士事務所の入口には、新型コロナウイルスへの感染予防のために、非接触型検温サーモカメラが設置してあるとする。この場合に、Aの家族Cが事務所を訪れた際に、事務所の入口で検温を求めたところ、「家族Cは、検温サーモカメラで、体温が38.2度であると表示された。」という個人情報を取り扱うことがあるかもしれない（ここで、A・B・Cは、それぞれ具体的な氏名が書かれているものと想定していただきたい。）。

ところで、個人情報保護法では「本人」とは「個人情報によって識別される特定の個人」をいう（個人情報保護法2条8項。以下「法」という場合には、同法を指す。）。上記の例であれば、A・B・Cそれぞれが、個人情報保護法でいうところの「本人」に該当する。つまり、司法書士である成年後見人等が新型コロナウイルス感染症に関して個人情報を取り扱う場面を想定する場合においては、「成年被後見人等が本人に該当する」場合のみを想定していたのでは足りない。なお、周知のとおり、家事事件である成年後見開始申立事件などにおいては、「本人」とは「成年被後見人等となるべき者」又は「成年被後見人等」を指している。「本人」の定義が、家事事件の場合と個人情報保護法とは異なるので、混乱されないように注意されたい（本稿では「本人」を個人情報保護法の定義に従って使用している。）。

ところで、個人情報保護法は、個人情報取扱事業者（法2条5項本文）等を対象とした行政規制法である。例えば、成年後見等を「事業として行っていない」親族後見人等は、「個人情報取扱事業者」には含まれない。法律相談等の場合に親族後見人等に対して誤った回答をしないように、念の為、注意をされたい。

以下では、特に新型コロナウイルス感染症に係る個人情報について、「取得」「利用」「第三者へ提供」する場面の順で、それぞれの注意点を説明していく。なお、以下の記述は、行政規

制法である個人情報保護法上、違法になるか否かの問題に論点を絞っている（例えば、民事法のプライバシーの権利を侵害するか否か等の問題については触れていない）。

2 主に「取得」する場面で注意すべき点

(1) 要配慮個人情報に該当する場合

要配慮個人情報については、法2条、同施行令2条に定義規定がある。新型コロナウイルス感染症との関係でいえば、病歴のほか、医師等（医師その他医療に関連する職務に従事する者）による健康診断による結果等、医師等による指導、診療、調剤などが、要配慮個人情報に含まれる。

要配慮個人情報は、あらかじめ本人の同意を得なければ取得することができないのが原則である（法17条2項柱書）。もっとも、法17条2項各号に該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることは不要である。新型コロナウイルス感染症との関係で問題になりやすいのは、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」（2号）、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」（3号）であると思われる（成年被後見人等と「本人の同意」の論点については、5で後述する）。

新型コロナウイルスに感染の疑いがあることを伺わせる情報（例えば、ある感染者の濃厚接触者に該当するという情報など）や、医師等によらない診断結果（司法書士事務所で体温の検温を行った結果など）は、要配慮個人情報には該当しない。要配慮個人情報に該当しない個人情報は、法律上は、取得に際しての本人の同意は不要である。

(2) 利用目的の特定、公表、本人への通知

個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的ができる限り特定されている必要がある（法15条1項）。

① 通常の取得の場合（②に該当しない場合）

個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除いて、速やかにその利用目的を、本人に対して通知するか、又は公表を行う必要があるのが原則である（法18条1項）。

成年後見人等には、成年被後見人等の身上の配慮義務（民法858条、876条の5第1項、876条の10第1項）がある。そのため、既に公表又は本人に通知されている利用目的に（当該司法書士が受任している）成年後見業務全般に係る利用目的が含まれており、かつ、（当該司法書士が受任している）成年後見業務の範囲で当該個人情報を利用する場合に限れば、通常は、特に問題にはなりにくいと思われる。もちろん、本人の分かりやすさに配慮して、利用目的を「成年被後見人等の身上配慮」に特定（限定）し、公表又は本人に対する通知を行うことも可能である。

② 本人自身から、直接、書面で当該本人の個人情報を取得する場合

「本人」から、「直接」、「書面」で当該「本人の」個人情報を取得する場合には、①とは別の規制がある。書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から



直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ（つまり「取得する前に」）、本人に対して、その利用目的を「明示」しなければならない（単なる公表又は通知では足りない。）（法18条2項本文）。ただし「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合」は「この限りでない」とされている（同項但書）。

③ ①・②の場合については、法18条4項各号に共通の例外がある。

- (3) 提供を受けようとする個人情報が、個人データに該当する場合
4・(2)で後述する。

3 主に「利用」する場面で注意すべき点

個人情報の利用は、利用目的の達成に必要な範囲に限定されるのが原則である（法16条1項）。

本人の同意なく利用目的を変更できる場合は、「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」に限られる（法15条2項）。当該範囲を超えた変更を行いたい場合には、あらかじめ「本人の同意」を得ることが必要になる（法16条1項）。

例外（あらかじめ「本人の同意」を要しない場合）については、法16条3項各号に規定がある。新型コロナウイルス感染症との関係では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」（2号）、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」（3号）に該当する場合も多いと考えられる。

4 主に「第三者へ提供」する場面で注意すべき点

- (1) 個人データに該当しない場合

個人データ（法2条6項、4項各号、同施行令3条1項・2項参照）に該当しない個人情報（講学上「散在情報」と呼ばれる。）を第三者に提供する場合には、法律上は、「本人の同意」は必要とならない（(2)の場合とは異なる。）。もっとも、「第三者への提供」を行う行為が「利用目的の達成に必要な範囲」に含まれていることは必要である（法16条1項。例外として、法18条2項但書、同条4項各号。）。

- (2) 個人データに該当する場合

個人データに該当する個人情報を第三者に提供しようとする場合には、あらかじめ本人の同意が必要であるのが原則である（法23条柱書）。個人データの提供を行う（渡す）個人情報取扱事業者の側には、一定の記録の作成・保存義務（法25条）がある。また、個人データの提供を受ける（受け取る）個人情報取扱事業者の側にも、一定の確認、記録の作成・保存義務がある（法26条）。

例外（あらかじめ「本人の同意」を要しない場合）については、法23条1項各号に規定がある。この場合にも、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」（2号）、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」（3号）に該当する場合は、例外とされている。

5 成年被後見人等と「本人の同意」

成年被後見人等が十分な判断能力を有していない場合の「本人の同意」については、個人情報保護委員会が作成した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」1-12に、以下のとおり書かれている。

「個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。」

親権者や法定代理人等による（個人情報保護法上の）同意は、「本人の同意」に係る法定代理権の行使と解釈しているのか否か、その法的位置付けは不明である。実務では、代理権付きの保佐・補助の場合に、付与されている代理権の範囲から悩む場面があるかもしれない。

仮に個人情報保護法上の「本人の同意」の要件は上記のガイドラインに沿って問題ないものとされるときにも、成年後見人等が当該同意を行う行為が民法の善管注意義務（民法869条、876条の5第2項、876条の10第1項、644条）違反となる場合があり得ることについては、念の為に注意をされたい。

※本文中意見に係る部分は、私見であり、所属する委員会や所属する団体を代表するものではない。